

**あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 22 年度第 4 四半期）**  
**デリバティブ関係(為替系)**

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	22年度(あ)第13号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ契約を中途解約し、解約清算金等の一部免除を求める。</li> <li>・当社の仕入商品は関連子会社を通じて仕入れており、為替リスクの影響は小さく、本件契約は実需に応じたものではない。B銀行に、海外からの仕入量の資料等は提出していないが、当社の決算報告書を提出しているので、把握しているはずである。</li> <li>・為替リスクをヘッジするニーズはなかったが、B銀行からの提案を無碍には断ることができず、付き合いで契約した。</li> <li>・本件取引の契約時、B銀行の担当者から商品の内容やリスクについて具体的な説明がないまま、契約をさせられたものである。本件契約のおおよその仕組みは理解していた。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A社は、関連子会社から商品を仕入れており、輸入取引による外貨送金を行っており、為替リスクヘッジのニーズがあると判断した。</li> <li>・当行担当者は、A社社長に対して事前に商品説明書を用いて、本件契約の仕組みや、メリット及びデメリットを説明し、A社の理解を得ていると認識している。</li> <li>・しかし、本件契約について適合性の原則の観点から、ヘッジ対象資産の特定や仕入商品の価格と為替変動との相関分析の検証が若干不十分であったことを認め、当行が一定の負担をする用意はある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成22年9月22日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、A社の仕入価格と為替変動の相関分析や、本件契約に基づき発生し得る損失に対するA社の財務上の耐久力についてのB銀行の検証が十分ではなかったと判断した。</li> <li>・よって、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合意を成立させ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> </ul>

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 23 年1月 12 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	---

事案番号	22年度(あ)第27号
申立ての概要	説明不十分で契約させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ契約を中途解約し、解約清算金の免除を求める。</li> <li>・当社は、商社から仕入商品を円建てで仕入れ、国内で販売している。輸入商品と国内商品を取り扱っている。</li> <li>・国内の仕入れ、海外の仕入れの値決めはいずれも仕入先との交渉で決まり、為替の影響はほとんど受けない。そもそも仕入価格の決定方法をB銀行に説明したことはなく、ただ大口仕入先の資料の提出の依頼を受けただけであり、為替リスクヘッジの必要性について認識共有などはしていない。</li> <li>・B銀行からの本件契約にかかる仕組みの説明はあったものの、円高リスク、想定される損害額等の詳細な説明はなかった。</li> <li>・B銀行から、為替相場について断定的な判断を示されたこともあって、本件契約を締結したのであり、為替差損を被るとは思わなかった。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社社長から、A社の商流を聴き、間接的に為替リスクを負っていることを確認し、ヘッジ目的で本件契約を勧誘した。その際に、大口仕入先資料の提出を依頼し、為替リスクの影響を受ける商品の仕入先を聴取した。</li> <li>・当行は、本件契約にかかる説明資料を用いて、商品内容やリスク等の説明を行っており、説明方法において問題はなかったと認識している。</li> <li>・しかし、仕入価格と為替変動との相関分析の検証が十分でなかった可能性は否定できないため、当行が解約清算金の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成22年10月21日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、適合性の原則の観点から、リスク対象額の把握、仕入価格の相関分析の検証が十分に行われていない点を指摘した。</li> <li>・よって、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合意を成立させ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 23 年1月 17 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	22年度(あ)第35号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行と締結した複数のデリバティブ契約を中途解約し、解約清算金の一部負担を求める。</li> <li>・当社は商品を海外から輸入し、加工して国内で販売している。B銀行はメインバンクではない。</li> <li>・当社の仕入商品は円建てで輸入しており、為替変動による影響もなく、本件契約を締結する必要はなかった。</li> <li>・当時の当社社長は高齢であり、B銀行からは商品説明も十分に受けておらず、B銀行を信頼して担当者の指示どおりに契約書に記名押印した。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社の為替リスクヘッジニーズを当時のA社社長から聴取しており、問題はないと判断した。A社社長は高齢ではあったが理解度も確認したと認識しており、説明義務を果たしたと考えている。</li> <li>・一方で、ヘッジ対象資産の特定や仕入価格と為替変動との相関分析の検証が十分でなかった可能性がある。</li> <li>・当行としては、本件契約の解約に応じ、解約損害金の一部を負担する用意はある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成22年11月29日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に説明義務違反があったとまではいえないが、契約当時、A社社長は高齢であり、十分な理解ができていたかについて疑問の余地があること、ヘッジ対象資産の相関分析による検証が不十分であることを指摘した。</li> <li>・よって、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合意を成立させ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことからあっせん成立となった。</li> <li>・平成23年3月17日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	22年度(あ)第36号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ契約を中途解約し、解約清算金及び未払金の一部をB銀行が負担することを求める。</li> <li>・当社は、商品を商社から仕入れているが、仕入価格は為替変動の影響を受けないため、為替の実需に応じたリスクヘッジは必要ない。B銀行担当者から、借入</li> </ul>

	<p>れの利息分程度の差益を受取れるとの説明を受け、投機目的で最初のデリバティブ取引を契約した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商品提案書を見た記憶はなく、説明を受けた認識もない。商品内容について十分な理解はしていない。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>当行担当者はA社の仕入品の商流を聴取し、A社の仕入価格の大部分が為替変動の影響を受けると認識し、勧誘に至った。客観的な資料に基づいて為替変動の影響を検証したわけではない。</li> <li>A社に対しては提案書を示して本件契約のリスクや重要事項を説明しており、説明方法に問題はなかったと認識している。</li> <li>しかしながら、ヘッジ対象資産の特定や為替変動との相関分析やA社の財産状況の観点について、検証方法に不十分な点があった可能性は否定できないため、本件契約の解約に応じ一定の負担をする用意はある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成22年11月18日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>あっせん委員会はB銀行に対し適合性の原則の観点から、仕入価格と為替変動との相関分析や、A社の財務上の耐久力についての検証が十分でなかったと判断した。</li> <li>よって、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合意を成立させ、解約清算金及び未払決済金の一部をB銀行が負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>平成23年3月22日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	22年度(あ)第37号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>B銀行と締結した複数のデリバティブ契約について、解約清算金のうち、一部免除を要求する。</li> <li>当社は仕入品を直接輸入し、加工して海外輸出をしている。取引通貨は外貨である。当社は、輸出と輸入が両建てとなっており、本来は為替リスクヘッジニーズはないものの、一方で、輸入商材拡大のため外貨保有のニーズがあることから契約した。B銀行は、当社のメインバンクではない。</li> <li>本件契約の基本的な仕組みはわかっていたが、商品内容の説明は部分的にしか聞いておらず、理解していないし、中途解約した場合に生じる解約清算金の認識もなかった。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件契約は、A社から導入の希望があったものであり、A社の直接貿易の商流を踏まえ、為替リスクをヘッジする必要があると考え、勧誘した。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中途解約した場合の解約清算金や、商品の内容については直接A社社長へ説明を行っており、説明方法について問題はなかった。</li> <li>・あっせん申立てがされたことを真摯に受け止め、互譲の精神により、解約清算金のうち、一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成22年12月2日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の輸出入両建てを前提としたリスク対象資産の確定、財務耐久力の検証が十分ではない点を指摘した。</li> <li>・よって、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合意を成立させ、B銀行が解約清算金及び差額決済金の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成23年2月23日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	22年度(あ)第40号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ契約を中途解約し、解約清算金及び未払金等の一部の返還を求める。</li> <li>・当社は仕入先から原材料を購入し、加工販売している。輸入取引や為替変動の影響を受ける商品の仕入れは行っていない。B銀行には、為替リスクをヘッジする必要がないことは何回も説明したが、B銀行担当者からの強い勧誘があり、断りきれず締結にいたった。</li> <li>・B銀行担当者から商品の説明は受けたが、当社から契約条件について意見を申し入れるようなことはしておらず、銀行の提案をそのまま受け入れたものである。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A社が、本件契約以前に導入していたデリバティブ契約が消滅し、再導入の意向が示されたため、商品提案をしたものである。</li> <li>・A社からは、為替変動リスクのヘッジニーズがある旨を聴取しており、契約を提案する都度、商流に変化がないこと等の確認を行っている。</li> <li>・A社の仕入先について詳細なヒアリングは行っておらず、仕入額等についても客観的な資料等を用いて確認していないこと、仕入価格と為替変動との相関分析も行っていないなど、ヘッジニーズの検証方法に不十分な点があったことを認め、本件契約の解約に応じ一定の負担をする用意はある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成22年10月14日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会はB銀行に対し、A社のヘッジ対象資産の特定も申立人の聴取のみで実施し、客観的資料に基づいた確認を行っていないこと、仕入価格と為替変動との相関分析を行っていないことが認められることから、ヘッジニーズの検証が十分とはいえない点を指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合意を成立させ、B銀行が解約清算金及び未払決済金の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 23 年3月7日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	--

事案番号	22年度(あ)第41号
申立ての概要	執拗な勧誘により締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ契約を中途解約し、解約清算金の免除を求める。</li> <li>・当社は食材を国内商社から仕入れて販売している。本件契約当時、メインバンクは他行であった。</li> <li>・B銀行からの本件契約の執拗な勧誘に対して、一度は断ったが、融資を受けていることもあり、断りきれずに本件契約を締結したものである。</li> <li>・本件契約時、B銀行担当者からは説明資料も交付されず、商品内容の説明を受けた記憶もない。</li> <li>・仕入商品については、輸入商品にかかる売上表をB銀行に提出してはいるものの、為替の影響を受けるかどうかは商品によって異なり、一概にすべてが為替変動の影響を受けるわけではない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社の仕入価格は為替変動の影響を受けることを把握し、為替リスクがあると判断したことから本件契約を勧誘したが、執拗な勧誘はしていない。</li> <li>・本件契約の際に、説明資料を用いて丁寧に説明を行っており、問題はなかったと考える。</li> <li>・A社の仕入価格と為替変動との影響については、相関分析を行ってはいいるものの、一部の商品について分析を行ったのみで、十分な分析を行っていなかったことは認める。</li> <li>・よって、当行が解約清算金の一定程度を負担する用意はある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成22年12月22日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対してA社における仕入価格と為替変動との相関分析が不十分であったこと等を指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合</li> </ul>

	<p>意を成立させ、B銀行が解約清算金及び未払決済金の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 23 年3月 30 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
--	--

事案番号	22年度(あ)第42号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ契約を中途解約し、解約清算金及び未払金の支払義務がないことの確認を求める。</li> <li>・当社は農産物を商社から仕入れ、販売する業者である。商社から購入する農作物の価格は1年間変動しないため、当社は本件契約を締結する必要はないと認識していたが、B銀行担当者から執拗な訪問を受け、やむなく締結した。</li> <li>・当社部長がB銀行との交渉をしているが、円高時のデメリット、解約清算金が生じることについて十分に理解していたとはいえない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社における商流や仕入額を確認し、A社の仕入価格と為替変動との相関分析を検証し、A社と認識を共有したうえで本件契約を提案しているため、説明義務及び適合性原則の観点から当行担当者の勧誘方法に問題はなかったと認識している。</li> <li>・当行は本件契約の商品内容やリスクについてA社社長及び部長に十分に説明し、理解度を確認している。</li> <li>・しかしながら、A社の財産状況の検証方法に不十分な点があった可能性は否定できないため、本件契約の解約に応じ一定の負担をする用意はある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成22年10月29日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会はB銀行に対し、本件取引に基づき発生し得る損失に対するA社の財務上の耐久力についてのB銀行の検証が十分でなかったと判断した。</li> <li>・よって、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合意を成立させ、解約清算金及び未払決済金の一部をB銀行が負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 23 年1月9日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	22年度(あ)第47号
申立ての概要	為替リスクがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ契約の解約要求

申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ契約を中途解約し、解約清算金等の免除を求める。</li> <li>・当社は、本件契約を締結する以前に、デリバティブ取引を契約した経験はなく、他の金融機関から商品の説明を受けたこともない。</li> <li>・当社は、仕入商品について一切直接輸入していないため、為替変動リスクをヘッジする必要はなく、B銀行担当者にその旨を伝えているはずである。</li> <li>・B銀行担当者からは、本件契約に伴う利益を強調され、為替の相場感については断定的な発言があった。また、円高時のリスクや中途解約が原則不可であることの一応の説明は受けたものの、具体的な損失額について説明はなかった。</li> <li>・B銀行から融資を受けていたため、本件契約を断ることができず、付き合いで契約したものである。</li> <li>・当社にも契約をした責任があり、解約清算金の一定程度を負担する意思はある。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行はA社の商流と、A社社長からの為替リスクヘッジニーズをヒアリングしたうえ、A社の財務状況から、本件契約に伴う想定損失額には耐え得ると判断し、勧誘にいたった。</li> <li>・本件契約における当行からの商品説明は十分に行っており、その際に、過去の相場推移を示したにすぎず、断定的な為替相場の説明は行っていない。</li> <li>・ただし、仕入価格と為替変動との相関分析の検証方法に不十分な点があったことは認め、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成22年11月19日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、A社のヘッジニーズや、財務状況の検証が十分には行われてはいない点等が問題であったと指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合意を成立させ、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成23年1月9日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	22年度(あ)第51号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ契約を中途解約し、解約清算金の免除を求める。</li> <li>・当社は創業時からB銀行と取引をしており、当社のメインバンクである。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は水産物を仕入れて販売しているが、この水産物の仕入価格は為替変動の影響を受けない。このことは本件契約の締結の過程でB銀行担当者へ説明している。</li> <li>・B銀行担当者からは、本件契約の商品内容に関する詳細な説明はなく、本件契約のメリットのみを強調した説明受け、付き合いで締結したものである。本件契約の内容は理解していない。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行はA社の仕入れる水産物の大部分が海外から輸入する間接貿易であり、A社社長から為替リスクのヘッジニーズがあることを確認したうえで勧誘をしている。</li> <li>・水産物の仕入価格の上昇と為替変動の影響について一定の検証を行い、為替の影響を受けていると判断し、A社とも認識の共有を図った。</li> <li>・A社に対しては提案書を示して本件契約のリスクや重要事項を説明している。</li> <li>・しかしながら、為替変動との相関分析も十分とはいえず、A社の財産状況の検証が不十分であること、勧誘方法にも若干の不備を認め、本件契約の解約に応じ、一定の負担をする用意はある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成22年12月7日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会はB銀行に対し、適合性原則の観点から、相関分析が不十分であり、A社の財務上の耐久力についての検証が十分でなかったと判断した。</li> <li>・よって、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合意を成立させ、B銀行が解約清算金の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成23年3月15日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	22年度(あ)第52号
申立ての概要	説明不十分で締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行と締結した複数のデリバティブ契約について解約清算金の一部免除を求め。</li> <li>・当社の仕入品のうち、為替の影響を受ける商品のごくわずかであり、本件契約を締結する必要はなかった</li> <li>・本件契約は、B銀行との付き合いで締結したものである。</li> <li>・本件契約の詳細な説明は受けておらず、理解もしていない。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件契約のヘッジニーズ、ヘッジ対象額は、A社からの聴取をもとに確認しているが、具体的な仕入明細等を確認したわけではない。</li> <li>・実際の仕入商品の価格と為替変動との相関分析はしていない。</li> <li>・A社の財務耐久力については、内部留保を含めて考慮したものの、検証はして</li> </ul>

	いない。
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成23年1月12日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対してA社におけるヘッジニーズ、ヘッジ対象額の検証が不十分であることを指摘した。</li> <li>・よって、A社とB銀行に対して、B銀行が本件契約の解約清算金の一部をA社へ支払う、というあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことからあっせん成立となった。</li> <li>・平成23年3月23日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	22年度(あ)第54号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ契約の無償解約を求める。</li> <li>・当社は、商社から材料を仕入れて加工販売をしている。材料価格は市場の影響を強く受けるものであり、為替変動の影響はほとんどない。</li> <li>・B銀行から執拗な勧誘を受け、融資も受けており、断りきれずに締結した。本件契約の取引金額は実需を超えたオーバーヘッジとなっている。</li> <li>・本件契約の提案書は見た記憶がないし、商品説明も短時間であって、商品の仕組みは理解できなかった。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行はA社から、円建てではあるものの、材料の一部を海外から輸入していることを聴取し、為替リスクのヘッジニーズがあることを確認した。</li> <li>・A社からは、材料の仕入価格の推移を確認したうえで、仕入価格と為替変動との相関分析を行っており、A社社長と分析結果を共有した。</li> <li>・一方、A社の仕入総額に占める海外からの仕入額の割合や仕入材料の具体的な商流は、客観的資料をもって確認したわけではない。</li> <li>・当行担当者は、提案書を用いて本件契約の商品性やリスク、想定損失額の例も説明しており、説明方法に大きな問題はないと判断している。</li> <li>・当行は、A社のヘッジ対象となる仕入材料の確認、仕入価格と為替変動との相関分析の検証方法に不十分な点があったことは認め、本件契約の解約清算金等の一部を負担する用意はある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成22年12月20日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会はB銀行に対して、商流の認識及び仕入価格と為替変動との相関分析が不十分であることを指摘した。</li> <li>・よって、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約する旨の合意</li> </ul>

	<p>を成立させ、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことからあっせん成立となった。</li> <li>・平成 23 年 3 月 29 日付けで和解契約書を締結した</li> </ul>
--	---

事案番号	22 年度(あ)第 90 号
申立ての概要	為替リスクのヘッジニーズがないのに締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した複数のデリバティブ契約を中途解約し、解約清算金及び未払金の一部をB銀行が負担することを求める。</li> <li>・当社は、海外から直接商品を仕入れ、国内で販売しているが、当社の商流から長期的に為替予約を導入する必要はなかったと認識しており、本件契約を締結する必要はなかった。</li> <li>・メインバンクであるB銀行担当者からの執拗な勧誘を受け、断りきれずに契約に至ったものである。</li> <li>・本件契約について十分な説明はなく、理解もしていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社社長から直接貿易で商品を仕入れていることや仕入額を把握した上で、為替の影響を受けると判断し、本件契約を提案した。</li> <li>・当行担当者は、本件契約の商品性やリスクをA社に十分に説明しており、説明義務の観点から当行の販売方法に問題はなかったと考えている。</li> <li>・しかし、A社の財産状況の検証が不十分であったと考えており、この点を踏まえ当行が解約清算金の一部を負担する用意はある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成 23 年 2 月 4 日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことからあっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	22 年度(あ)第 118 号
申立ての概要	説明不十分等で締結させられたデリバティブ契約の無償解約要求等
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、B銀行に対し、本件各契約を無償で解約すること等を求める。</li> <li>・当社は、仕入商品を中国から仕入、外貨決済し、国内で販売している。</li> <li>・当社は、本件各契約締結当時、既に他行との間で複数の類似のデリバティブ契約を締結していたことから、それ以上のリスクヘッジのために更にB銀行と契約を</li> </ul>

	行う必要がなく、勧誘を断っていたが、執拗な勧誘により、本件各契約を締結する結果となった。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A社の商流から、為替リスクヘッジニーズがあること、同様の取引を過去に行っていた経験があることから、本件契約の勧誘を行った。</li> <li>・他行との取引を勘案したヘッジ比率としており、適合性原則の観点からも、本件各契約締結について問題となる点はなかったと認識している。</li> <li>・当行担当者は、本件契約締結に当たり、A社社長に対しリスク等の説明を十分に行っていることから、説明義務の観点からの問題はないと判断している。</li> <li>・当行は、解約清算金の一部を免除することには応じられない。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会において、A社のあっせん申立ては「適格性あり」として受理され、平成23年2月21日のあっせん委員会において、A社及びB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・その結果、あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことからあっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	22年度(あ)第156号
申立ての概要	融資を条件として締結させられたデリバティブ契約の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ契約を解約し、解約清算金及び損失額の一部をB銀行が負担することを求める。</li> <li>・当社は畜産物の輸入及び販売をしており、直接貿易であり、仕入価格は為替変動の影響を受ける。</li> <li>・1回目の契約については為替リスクをヘッジするために当社から提案したが、2回目の契約については、当社としては為替変動リスクをヘッジする必要はなかった。しかし、当時メインバンクであったB銀行から、融資継続の条件としてデリバティブ契約の追加を繰り返し提案されるなど優越的地位をちらつかされ、やむなく契約を締結した。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A社社長は、輸入業や為替相場に詳しく、A社社長から為替リスクをヘッジするデリバティブ契約を締結したいとの依頼を受けたことから本件各契約を勧誘した。</li> <li>・A社のヘッジニーズ、財務状況等については、当行の利用状況とA社の口頭の説明により問題がないと判断した。</li> <li>・本件契約のスキーム、メリット及びデメリット、中途解約により解約清算金の負担が発生することは資料を用いて十分に説明しており、説明義務における、違法性に問題はないかと考える。</li> <li>・一方で、本件契約が内包するリスクに対するA社の財務分析の検証が十分でなかった可能性について、問題の余地があり、当行が一定の負担をすることを検討</li> </ul>

	する。
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会において、A社の申立ては「適格性あり」として受理され、平成23年2月24日のあっせん委員会においてA社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・その結果、あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことからあっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

以上